

国遠団地での留意事項について

1 遵守事項について

国遠団地では、住宅地として良好な環境を維持管理することを目的に次の事項を遵守願います。

- (1) 分譲地の建築物の用途は、原則として専用住宅に限られます。なお、車庫、物置等は、専用住宅の付属物件として取り扱います。
- (2) 購入後5年間、第三者への譲渡や敷地の境界変更等はできません。
- (3) 建築物は、火災等災害発生時のことを考慮し、関係法令を遵守してください。
- (4) 給水については、前面道路に本管敷設済です。本管から各分譲地内に引き込み工事を完了しております。メーター設置工事及びメーターから住宅側の配管工事は、個人で施工していただきます。整備後は、水道加入金、工事検査手数料及び設計審査手数料が必要です。また、上水道の給水設備の設置工事は、鬼北町指定給水装置工事事業者でなければ行えません。詳細については、役場水道課にお問合せください。
- (5) 道路側溝については、建物の建築工事の際のセメントや廃材等が流入しないよう十分注意してください。また、分譲地内の砂利等についても道路側溝に流入しないよう御配慮願います。
- (6) 土地は現状有姿での引渡しとなりますが、地盤強度は宅地によって異なります。建築物の基礎構造は、土地購入者が建築を依頼するハウスメーカー等の建築士において、建築に際して宅地を調査し、建築物の構造に適合するものを定めることとされています。建築請負契約を締結される前に、契約予定のハウスメーカー等の建築士に地盤調査を御依頼の上、建築物の基礎構造に係る工事等費用を御確認ください。なお、その基礎構造に係る工事費等は、建築主の御負担で行っていただきます。
- (7) 住宅の建築後に、国遠団地に転居等された場合は、宅地譲渡契約に基づき入居を確認する必要がありますので、所定の転居完了届を御提出ください。
- (8) 建築物の所有者は、宅地分譲の申込みの条件として、自らが居住するための住宅を建設することになっています。このため、住宅の所有者には、分譲地の所有者全員が含まれていなければなりませんので御注意ください。

2 共用施設について

- (1) 国遠団地は旭町行政区（自治会）に所属しておりますので、居住者の方が協力し合って地域融和に努めてください。
- (2) 団地内の共用施設（集会所、ゴミ置場、道路等）の維持管理（清掃、除草等）は居住者の費用負担において、自治会で行っていただいておりますので、適切な維持管理に御協力をお願いします。
- (3) 分譲地の管理は、引渡し後は土地の所有者に行っていただきますので、適

切な管理を行い、他の居住者に迷惑のかからないよう注意してください。

(4) 法令等による審査に合格した建築物であっても、環境権等に関して争いが起こる場合があります。これらは当事者間で解決していただくことであり、鬼北町は調停・あっせん等は一切行いませんので、あらかじめ御了承ください。

(5) 分譲地については、公序良俗に反する用途に使用することを一切禁止します。

3 行政区等の主要行事、区費（自治会費）等について

鬼北町では、公民館や行政区を単位とする地域活動で、地域内の支え合い活動や環境美化、地域の伝統行事の継承が行われています。

行政区は、各戸が参加することにより、住民が協力し合い、行政区内の必要な活動を実施することとしております。

国遠団地入居後は、行政区（自治会）の一員として、積極的に行事等に参加していただきますようお願いいたします。